

明石市新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会設置条例

(設置)

第1条 明石市新ごみ処理施設の整備及び運営を行う事業者（以下「事業者」という。）の選定に当たり必要な事項を調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、明石市新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議し、答申し、又は意見を述べるものとする。

- (1) 事業者の募集に関する事項
- (2) 事業者の選考に係る基準に関する事項
- (3) 事業者の審査及び評価に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、市職員その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(秘密保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。